

南箕輪中学生卓球クラブ規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 南箕輪中学生卓球クラブと称する。(以下「本クラブ」という)

(目的)

第2条 本クラブは、卓球を通じ、会員の心身の健全な発達と技術の向上を図り、また相互間の親睦を図ることを目的とする。

また、特別非営利活動法人南箕輪わくわくクラブ(以下「わくわくクラブ」という。)の目的実現に協力する。

(事業)

第3条 本クラブは目的を達成するために、次の事業を行う。ただし、事業実施に当たっては長野県及び南箕輪村の地域クラブ活動推進ガイドライン及び中学生期のスポーツ・文化活動の指針を遵守する。

- (1) 練習の実施
- (2) 各種大会への参加
- (3) 各種大会の企画実施
- (4) その他、目的達成のために必要な事業

(事業年度)

第4条 本クラブの事業年度は、8月1日より翌年7月30日までとする。

第2章 会 員

(構成)

第5条 次の会員をもって構成する。

- (1) 生徒会員：本クラブに所属する南箕輪中学校の生徒。
- (2) 一般会員：生徒会員の保護者やクラブ目的に賛同して入会した者及び指導者。

(入会資格)

第6条 本クラブに入会する者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 本クラブの目的に賛同する者であること。
- (2) 本クラブの諸規定を遵守する者であること。
- (3) 生徒会員と指導者は、わくわくクラブに加入した者であること。
(一般会員のわくわくクラブへの加入は任意とする。)
- 2 わくわくクラブに加入した他校生徒が本クラブへ加入を希望した場合は、役員会で協議し、加入を認める場合がある。

(入会手続き)

第7条 本クラブに入会を希望するものは、所定の手続きに従って申し込みを行う。

(会員の遵守事項)

第8条 会員は下記の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会員は、本クラブの活動に協力すること。
- (2) 会員は、会計より求められた場合に必要な会費を納入すること。
- (3) 本クラブを退会する場合、届け出た月までの活動費が発生する場合は、これを支払うこと。
- (4) 一般会員は、生徒会員を平等に応援及び活動の支援をすること。
また、生徒会員の練習及び試合について必要な支援をすること。

(会員資格の喪失)

第9条 本クラブの会員は、更新手続きの不履行、脱退、除名、死亡によって会員資格を喪失する。
会員がこの会を脱退する場合、会長に申し出て、退会届に必要事項を記入する。

(除名及び退会勧告)

第10条 会長は次に該当する者に対して、役員会で協議のうえ退会勧告、又は、除名をすることができる。
除名する場合は、その旨を当該会員に伝えるものとする。

- (1) 規律又は風紀を乱す者会員
- (2) 本クラブの発展向上を妨げるような問題ある言動をした会員
- (3) 他クラブ及びチームに対する誹謗中傷をした会員
- (4) 理由もなく会費を納入しない者会員

第3章 組 織

(構成)

第11条 本組織は本規約に則り、運営を円滑に行うために、次の組織を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 事務局

第4章 総会

(総会)

第12条 本組織は、一般会員によって構成するものとし、最終決定機関とする。

(招集)

第13条 総会は会長が随時、招集する。
また、一般会員の過半数の請求があった場合も招集できるものとする。

(決議)

第14条 総会は、定数の半数以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(任務)

第15条 総会の任務は次のとおりとする。

- (1) 規約の決定、及び改定
- (2) 前年度の活動報告及び会計報告
- (3) 当該年度の活動計画案の承認
- (4) クラブ会費の決定
- (5) 役員の選任及び承認
- (6) 指導者の選任及び承認。指導者謝金の決定。
- (7) 指導方針の決定。ただし生徒会員の意向を十分に反映させること。
- (8) その他クラブの活動について必要と認められる決定。

第5章 役 員 会

(役員)

第16条 本クラブは、次の役員を置く。

- (1) 代 表
- (2) 会 長 1 名
- (3) 副会長 1 名
- (4) 会 計 2 名
- (5) 監 事 1 名
- (6) 指導者 複数名

(役員の選出)

第17条 役員は一般会員の互選により選出し、総会で承認を得て決定する。

(役員の任期)

第18条 役員の任期は、総会から次年度総会までの1年間とする。ただし、役員の継続を希望する場合は、事業年度内において継続することができる。

(役員の辞職)

第19条 退会や本人の事情により、役員を辞することができる。その場合、代替の役員は会長の責任において決定する。

(役員会)

第20条 役員は役員会を組織する。役員会は、代表又は会長が招集し、クラブ運営上必要な事項について協議し決定する。

- (1) 指導方針の決定
- (2) 指導者の選考
- (3) 南箕輪中学校部活動との連絡調整
- (4) 南箕輪中学校との生徒指導上の課題の共有解決
- (5) クラブ活動における練習及び試合に関わる諸活動の決定

第6章 事務局

(事務局)

第21条 本クラブは事務局を次のところに置く。

南箕輪村教育委員会事務局社会教育係内

南箕輪村スポーツ文化活動運営協議会事務局

〒399-4511 南箕輪村 4840-1

(電話 0265-76-7007) (FAX0265-76-5568) (E-mail syakai-c@vill.minamiminowa.lg.jp)

○施設調整、保険等問い合わせ先

NPO法人 南箕輪わくわくクラブ(総合型地域スポーツクラブ)

〒399-4511 南箕輪村 4802-1 南箕輪村村民体育館1F

(電話 0265-78-8313) (FAX0265-78-8413) (E-mail wakuclub@ina.janis.or.jp)

第7章 クラブの指導者

(指導者の任務)

第22条 指導者は、本クラブの趣旨に対し、スポーツ指導並びに青少年の健全育成に対する熱意を有する者とし、指導者はクラブの指導方針に沿って指導を行わなければならない。

- (1) 指導者が指導を行う場合は、生徒会員とのコミュニケーションに努めなければならない。
- (2) 指導者は、村教育委員会の主催及び指定する研修会(わくわくクラブ指導者研修会等)に参加し、指導者としての資質向上、コーチング技術の向上に努めなければならない。

(除名)

第23条 指導者が万一、本クラブの趣旨に违背する行為があった場合は、役員会の要請により総会の議決をもって除名することができる。

第8章 会 計

(会計)

第24条 本クラブは、本規約に則り、会費にて運営する。

(会費の納入)

第25条 会員は、この会の定める会費を納入する。

- (1) 本クラブ会費は、必要に応じて会計により金額を決定し、徴収する。
- (2) 生徒会員と指導者は、わくわくクラブに加入し、わくわくクラブの会費及び保険料を納めるものとする。

(費用の徴収)

第26条 必要に応じて本クラブ運営に必要な費用を徴収するものとする。徴収に当たっては、役員会で決議のうえ実施し、総会において報告する。

(会費の返還)

第27条 一旦入金した会費は、特別に必要な場合を除いて、返金しない。

第9章 保険加入・事故等の責任について

(保険の加入)

第28条 生徒会員と指導者は、わくわくクラブ指定の保険に加入しなければならない。本クラブは、その活動中の事故、傷害については、わくわくクラブで加入している保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。
※一般会員（主として保護者）の保険加入は、本クラブにて検討する。

(自己の責任)

第29条 会員は、本クラブの活動に際し、規約及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して盗難、傷害等の事故が起こっても、わくわくクラブ及び本クラブ、指導者に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

(破損の措置)

第30条 使用施設・設備等を破損させ施設管理者に損害を与えた場合は、原則として使用者の責任において弁償等復旧の措置をとるものとするが、適正な範囲の使用において生じた破損については、使用者は直ちに本クラブと連絡を取り、その都度協議し、対策をとるものとする。

第10章 細則

(細則)

第31条 規約に定められていない用件に関しては、随時、役員会が判断し実施する。

第32条 大会の申し込み及び登録等の手続きについて、南箕輪中学校として参加する大会及び試合は南箕輪中学校校長名で顧問が行い、本クラブで参加する大会及び試合は、本クラブの会長名で会長及び指導者が行う。

(附則)

この規約は令和7年4月1日より施行する。

○ 本クラブの設立は、令和6年11月28日 とする。